資料２

渋谷区地域公共交通会議設置要綱

令和４年　６月６日　制　　定
令和５年１０月２日　一部改正
令和８年８月１９日　一部改訂

（目的）

第１条　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第６条第１項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うため、道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第９条の２に規定する地域公共交通会議として、渋谷区地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

（１）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項（運賃料金に関しては別に定める渋谷区地域公共交通運賃協議会（令和５年１０月２日区長決裁）で協議を行う。）

（２）路線（当該路線が渋谷区内においてのみ行われる路線定期運行である場合に限る。）の休止又は廃止に関する事項

（３）自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

（４）地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関する事項

（５）地域公共交通計画の実施に関する協議に関する事項

（６）地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項

（７）前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

（交通会議委員）

第３条　交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

（１）渋谷区長又は渋谷区長が指名する職員

（２）一般旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者

（３）一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者

（４）一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者

（５）住民又は利用者の代表

（６）国土交通省関東運輸局東京運輸支局長又はその指名する者

（７）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はそ

の指名する者

（８）前各号に掲げるもののほか、道路管理者、交通管理者、学識経験者その他交通会議が必要と認める者

２　交通会議の委員は、区長が委嘱又は任命する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第５条　交通会議に、区長が委員の中から選任する会長を置く。

２　会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（交通会議の運営）

第６条　交通会議は会長が招集する。

２　交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　交通会議の議事の議決方法は、出席者の２/３以上を持って決する。

４　やむを得ない理由のため交通会議に出席できない委員は、同一の団体又は機関に属する者を代理人として出席させ、合議及び表決を委任することができる。

５　会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対して交通会議への出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

６　交通会議の運営に関して必要な事項は、交通会議に諮り、会長が定める。

（協議結果の取扱い）

第７条　交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（守秘義務）

第８条　交通会議の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

（委任）

第９条　この要綱の実施に関し必要な事務手続及び文書の様式については、土木部長が定める。

附　則（令和４年６月６日区長決裁）

この要綱は、令和４年６月６日から施行する。

附　則（令和５年１０月２日区長決裁）

この要綱は、令和５年１０月２日から施行する。

附　則（令和８年８月１９日区長決裁）

この要綱は、令和８年８月１９日から施行する。